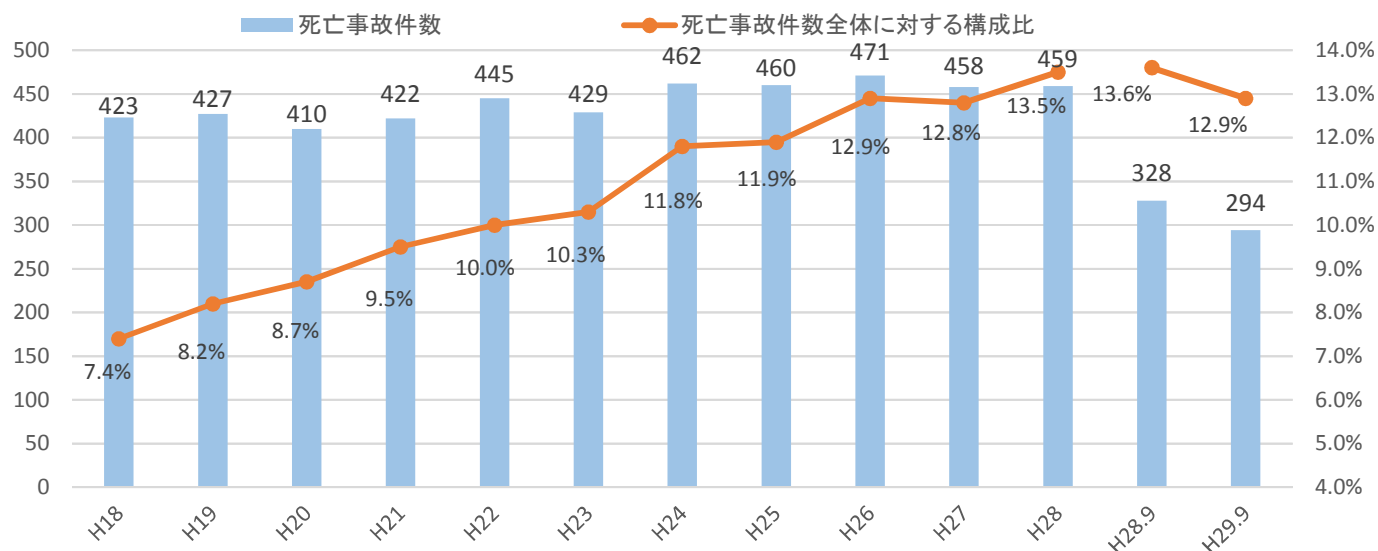


高齢運転者に係る交通事故の現状

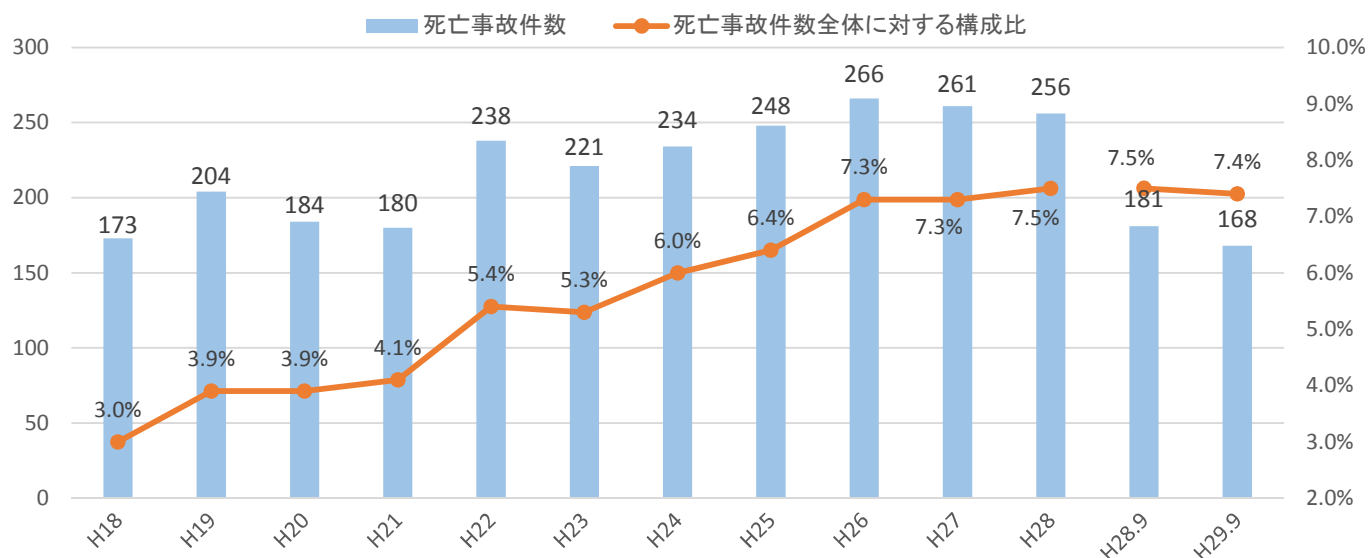
(平成29年9月末現在)

75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数及び構成比



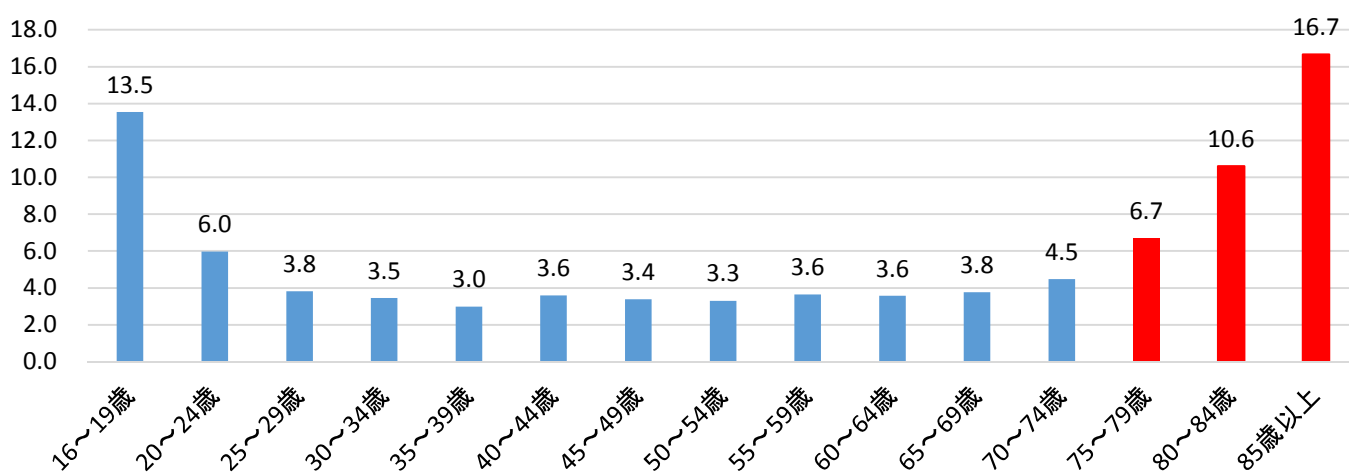
注1: 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

80歳以上の高齢運転者による死亡事故件数及び構成比



注1: 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

原付以上第1当事者の年齢層別免許人口10万人当たり死亡事故件数(平成28年)



注1: 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

注2: 算出に用いた免許人口は、平成28年末現在の値である。

改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

〔 期間内の暫定値
平成29年3月12日～9月30日 〕

①認知機能検査を受け、免許の取消し等を受けた者

1,117,876人 認知機能検査受検者数（更新時＋臨時）

※平成28年中 1,662,512人



30,170人 第1分類（認知症のおそれ）と判定された者

※平成28年中 51,087人



1,249人が自主返納

2,713人が再受検→第2分類・第3分類と判定

357人が免許失効

※上記以外に、4,876人が臨時適性検査の通知に向けた手続き中等

20,975人 臨時適性検査（専門医の診断）の通知又は診断書提出命令を受けた者



5,142人が自主返納

1,216人が再受検→第2分類・第3分類と判定

910人が免許失効

※上記以外に、6,034人が医師の診断待ち等

7,673人 医師の診断を受けた者 ※平成28年中 1,934人



6,051人が免許継続

うち4,326人が原則6月後の診断書提出

1,725人が条件なしの継続

※上記以外に、925人が行政処分に向けた手続き中等

697人 免許の取消し・停止を受けた者 ※平成28年中 597人

【参考】

1,541人 その他の警察活動などを端緒に診断を受けた者
(650人 うち免許の取消し・停止を受けた者)

※平成28年中 3,161人（うち免許の取消し・停止を受けた者は1,248人）

改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

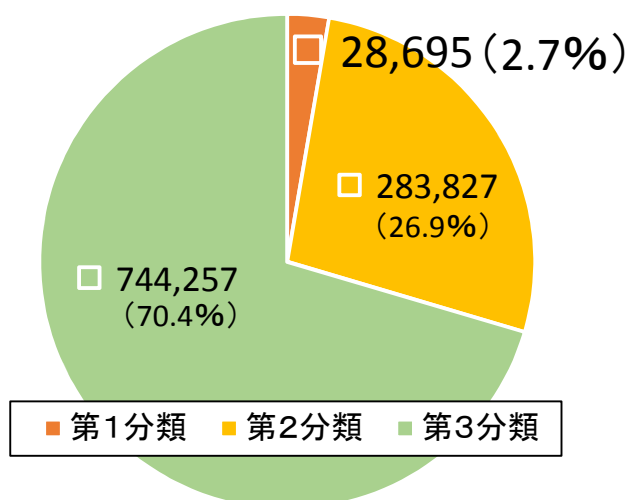
〔 期間内の暫定値
平成29年3月12日～9月30日 〕

②認知機能検査の実施結果等

端緒別の分類の内訳

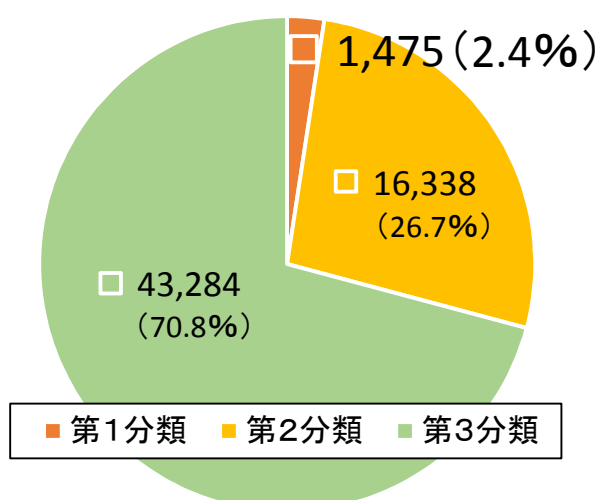
更新時認知機能検査

→受検者数:1,056,779人



臨時認知機能検査

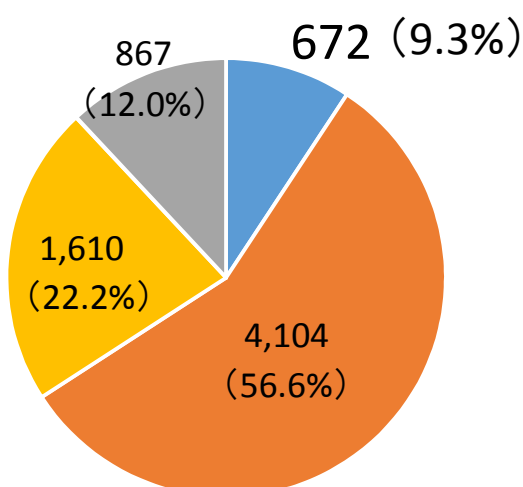
→受検者数:61,097人



医師の診断を受けた者に対する措置結果の内訳

更新時認知機能検査

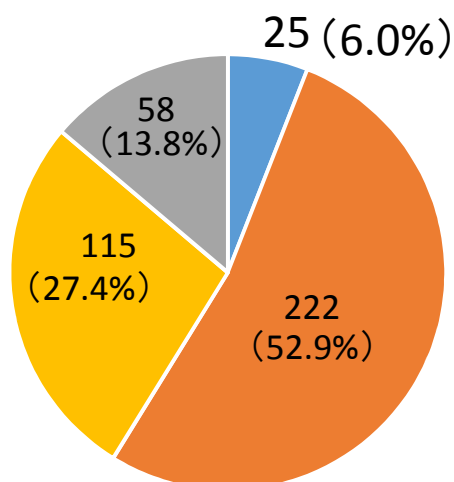
→措置件数:7,253件



- 取消・停止
- 原則6月後の診断書提出
- 条件なしの継続
- その他（行政処分に向けた手続中等）

臨時認知機能検査

→措置件数:420件

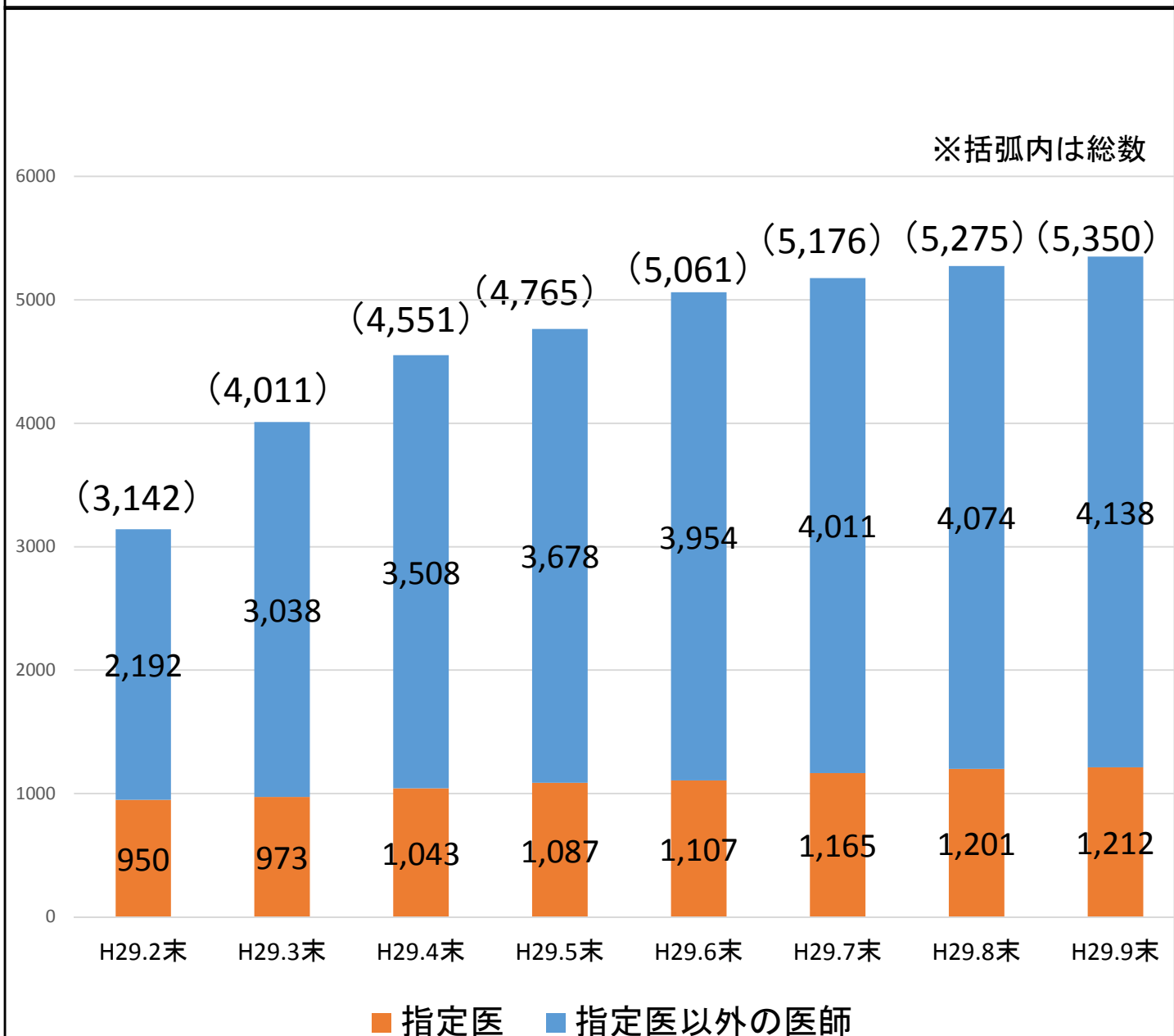


- 取消・停止
- 原則6月後の診断書提出
- 条件なしの継続
- その他（行政処分に向けた手続中等）

改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

〔 期間内の暫定値
平成29年3月12日～9月30日 〕

③医師の診断体制の確保



※「指定医」とは、認知症について専門的な知識を有すると都道府県公安委員会が認める医師で、あらかじめ指定されたもの（臨時適性検査において診断を行う医師）

「指定医以外の医師」とは、認知症に係る医師の診断を必要とする者（診断書提出命令の対象者）に対して警察から紹介を行うことについて了承した医師

改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

期間内の暫定値
平成29年3月12日～9月30日

④ 高齢者講習の実施状況

(単位:人)

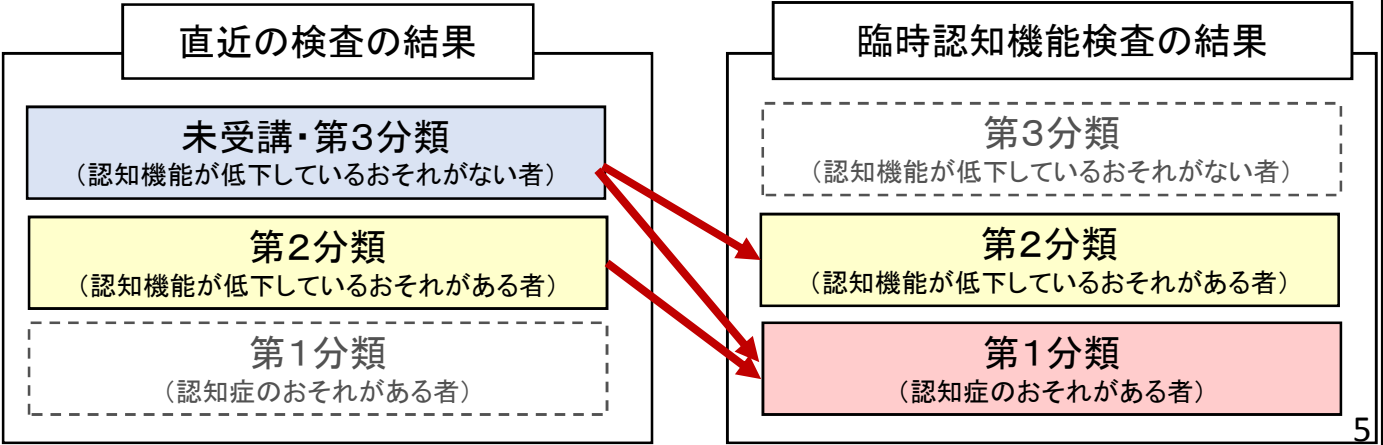
	70歳以上 75歳未満	75歳以上			(計)
		第1分類	第2分類	第3分類	
	合理化講習 (2時間)	高度化講習 (3時間)		合理化講習 (2時間)	
高齢者講習 (新制度下)	268,823	3,014	106,562	297,542	407,118
<参考1> 平成29年 高齢者講習 (旧制度下) (1～9月末)	375,948	17,076	181,261	446,035	644,372
<参考2> 平成28年 高齢者講習 (1～9月末)	670,543	33,771	319,302	728,970	1,082,043

- ※1 新制度下では、75歳以上で第1分類・第2分類と判定された者については、実車指導の際に運転の様子をドライブレコーダーで記録し、その映像に基づいた個人指導を実施(高度化講習)。それ以外の者(75歳以上で第3分類と判定された者及び70歳以上75歳未満の者)については、個人指導を実施せず(合理化講習)。
- ※2 新制度下での高齢者講習については、更新期間満了日が9月12日以後が対象。
- ※3 旧制度下での高齢者講習の講習時間については、70歳以上75歳未満の者については3時間、75歳以上の者については、分類に関係なく2時間30分となっている。

⑤ 臨時高齢者講習の実施状況

75歳以上			計
第1分類	第2分類	第3分類	
136	4,529	-	4,665

直近において受けた認知機能検査の結果と比較して、臨時認知機能検査の結果が低くなっていた者を対象。

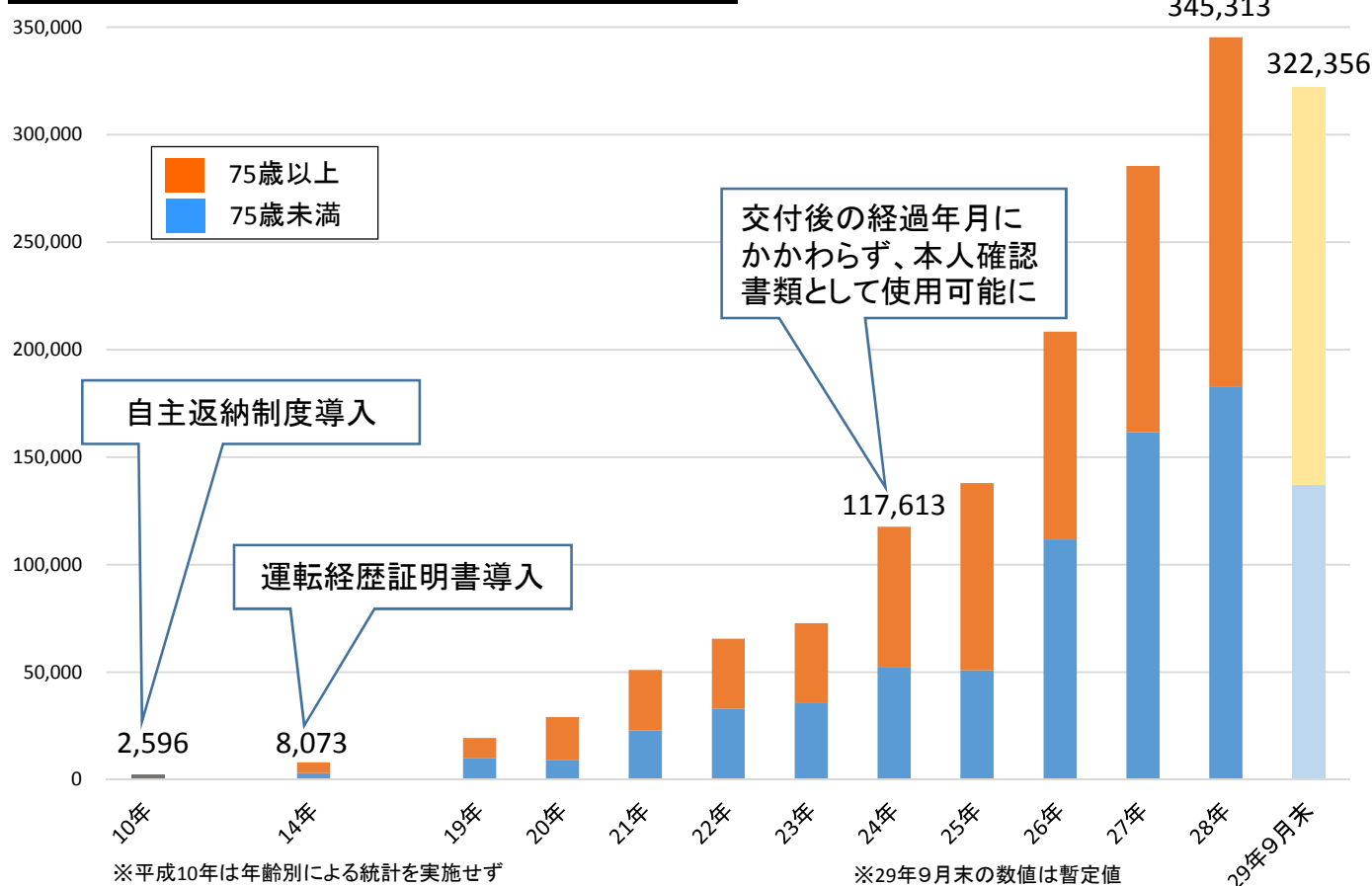


改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

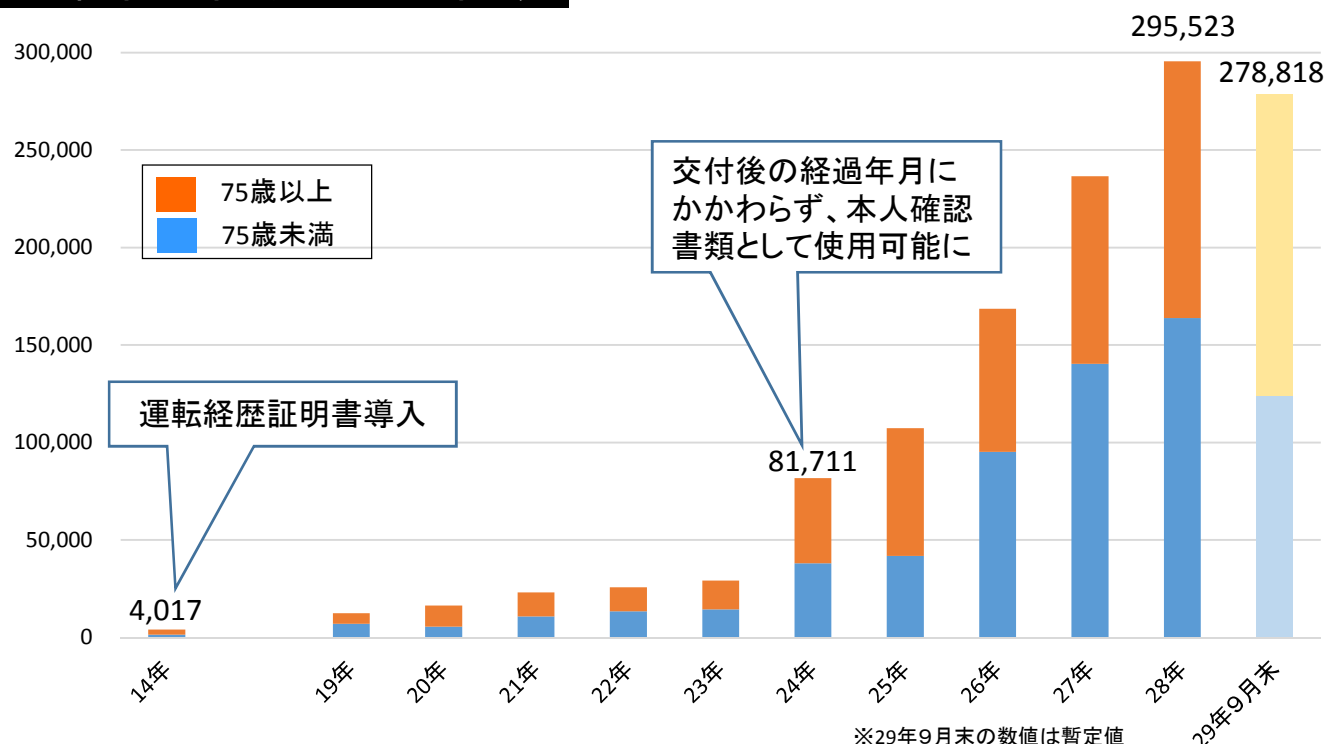
(平成29年9月末現在)

⑥ 運転免許証の自主返納状況

申請による運転免許の取消し件数



運転経歴証明書交付件数



〔 期間内の暫定値
平成29年3月12日～9月30日 〕